

事 務 連 絡
令和7年9月26日

関係各位

北九州市保健福祉局障害福祉部
障害者支援課長 久保 利之

就労選択支援の取扱いについて（通知）

就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和7年10月から実施されます。

これに伴い、本市の取扱いを下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1. 就労選択支援の基本的な考え方

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。

そのため、就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意する必要がある。

2. 事業所において実施すべき主なサービス内容

- （1）作業面等を活用した状況把握（アセスメント）
- （2）多機関連携によるケース会議
- （3）アセスメントシートの作成・共有
- （4）事業者等との連絡調整

※ 他のアセスメント実施機関（障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所、障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、特別支援学校等）により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効

果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメントを活用、もしくは参考として差し支えない。

3. 対象者

(1) 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者

(2) 現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

- ※ 就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。)
- ※ ただし、下記の場合は、就労選択支援事業所ではなく、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。
 - ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- ※ 以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。
 - ・ 新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
 - ・ 就労経験がある者(年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。)、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
 - ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

4. 適用日

令和7年10月1日

5. 支給決定期間

原則1か月

- ※ 以下のケースに当てはまる場合は、最長2か月の利用可能。ただし、2か月の支給決定を行った場合、更新は不可。(1か月で支給決定を行った場合は、最大1か月・1回の更新が可能。)

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合。

※ 支給開始日が月の1日の場合は当該月を含め、1か月（あるいは2か月）とし、月の途中の場合は、翌月の1日から起算して1か月（あるいは2か月）とする。

6. 支給量

当該月の日数から8日を控除した日数／月

7. 申請に必要な書類

- ・ 支給申請書
- ・ 就労選択支援に係るサービス等利用計画書
- ・ そのほか、上記資料を補足するもの

8. 特別支援学校等の在学者について

特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校後期課程（以下、「特別支援学校等」）に在学する生徒が卒業後に就労継続支援 B 型を利用する場合、在学中に就労選択支援の利用が可能である。

※ 就労選択支援のアセスメントにおける作業観察の例

- ・ 就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する
- ・ 校内実習等の場面に就労選択支援事業者が出向いて、作業を観察する

※ なお、就労選択支援を受けるために投稿できない日の出欠の取扱いについては、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能。

【問合せ先】

北九州市保健福祉局障害者支援課
障害福祉サービス係
TEL：093-582-2424